

伊丹市第1号通所事業の人員，設備及び運営に関する
基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条の2）
- 第2章 従前相当通所型サービス事業
 - 第1節 基本方針（第3条）
 - 第2節 人員に関する基準（第4条・第5条）
 - 第3節 設備に関する基準（第6条）
 - 第4節 運営に関する基準（第7条—第15条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（第16条—第19条）
 - 第6節 共生通所型サービスに関する基準（第20条—第21条）
- 第3章 基準緩和通所型サービス事業
 - 第1節 基本方針（第22条）
 - 第2節 人員に関する基準（第23条）
 - 第3節 設備に関する基準（第24条）
 - 第4節 その他に関する基準（第25条）
- 第4章 雑則（第26条・第27条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は，伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱第3条第1項第1号イに規定する第1号通所事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は，次に定めるもののほか，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。），介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。），介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域

支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

- (1) 従前相当通所型サービスとは、指定事業者が旧介護予防通所介護（省令第140条63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護をいう。以下同じ。）に相当するサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいう。
- (2) 基準緩和通所型サービスとは、指定事業者が旧介護予防通所介護に係る基準を緩和したサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいう。
- (3) 共生通所型サービスとは、指定事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス等基準」という。）第105条の2に規定する指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者（以下同じ。）に限る。）が旧介護予防通所介護に相当するサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいう。

（一般原則）

第2条の2 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、第1号通所事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、第1号通所事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 従前相当通所型サービス事業

第1節 基本方針

第3条 従前相当通所型サービス事業は，利用者が可能な限り居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより，利用者の心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 従前相当通所型サービスの事業を行う者（以下「従前相当通所型サービス事業者」という。）は，当該事業を行う事業所（以下「従前相当通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 従前相当通所型サービスの提供日ごとに，従前相当通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該従前相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該従前相当通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 従前相当通所型サービスの単位ごとに，専ら当該従前相当通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上と確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 従前相当通所型サービスの単位ごとに，当該従前相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該従前相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該従前相当通所型サービスを提供している時間数（以下「提供単位時間数」という。）で除して得た数が，利用者（当該従前相当通所型サービス事業者が指定通所介護事業

者（指定居宅サービス等基準第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する条例（平成25年伊丹市条例第5号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け，かつ，従前相当通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における従前相当通所型サービス又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上，15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 前項の規定にかかわらず，従前相当通所型サービス事業所の利用定員（当該従前相当通所型サービス事業所において同時に従前相当通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合は，看護職員及び介護職員の員数を，従前相当通所型サービスの単位ごとに，当該従前相当通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該従前相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 従前相当通所型サービス事業者は，従前相当通所型サービスの単位ごとに，第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場

合にあっては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該従前相当通所型サービスに従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、従前相当通所型サービスの単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の従前相当通所型サービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の従前相当通所型サービスの単位は、従前相当通所型サービスであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該従前相当通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 従前相当通所型サービス事業者が指定通所介護事業者等に係る指定を併せて受け、かつ、従前相当通所型サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、従前相当通所型サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準条例第93条及び第94条に規定する人員に関する基準を、指定地域密着型通所介護の事業であるときは指定地域密着型サービス等基準条例第60条の3及び第60条の4に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第7項までに規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第5条 従前相当通所型サービス事業者は、従前相当通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、従前相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該従前相当通所型サービス事業所の他の職務に従事

し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第6条 従前相当通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに従前相当通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、以下のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室の面積は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該従前相当通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する従前相当通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（従前相当通所型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に従前相当通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 従前相当通所型サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、従前相当通所型サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、当該従前相当通所型サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、指定地域密着型通所介護の事業である

ときは指定地域密着型サービス等基準条例第60条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第7条 従前相当通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する従前相当通所型サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該従前相当通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該従前相当通所型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 従前相当通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない従前相当通所型サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と従前相当通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 従前相当通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、従前相当通所型サービスとして提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）を準用する。

5 従前相当通所型サービス事業者は，前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，当該利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第8条 従前相当通所型サービス事業所の管理者は，従前相当通所型サービス事業所の従業者の管理及び従前相当通所型サービスの利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 従前相当通所型サービス事業所の管理者は，当該従前相当通所型サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第9条 従前相当通所型サービス事業者は，従前相当通所型サービス事業所ごと，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種，員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 従前相当通所型サービスの利用定員
- (5) 従前相当通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) 従前相当通所型サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第10条 従前相当通所型サービス事業者は，利用者に対し，適切な従前相当通所型サービスを提供できるよう，従前相当通所型サービ

ス事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 従前相当通所型サービス事業者は，従前相当通所型サービス事業所ごとに，当該従前相当通所型サービス事業所の従業者によって従前相当通所型サービスを提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない従前相当通所型サービスについては，この限りでない。

3 従前相当通所型サービス事業者は，当該従前相当通所型サービス事業所の従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。その際，当該従前相当通所型サービス事業者は，全ての従前相当通所型サービス従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 従前相当通所型サービス事業者は，適切な従前相当通所型サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従前相当通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第10条の2 従前相当通所型サービス事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する従前相当通所型サービスの提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 従前相当通所型サービス事業者は，従前相当通所型サービス従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 従前相当通所型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第11条 従前相当通所型サービス事業者は、利用定員を超えて従前相当通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第12条 従前相当通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 従前相当通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第13条 従前相当通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 従前相当通所型サービス事業者は、当該従前相当通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該従前相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従前相当通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該従前相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該従前相当通所型サービス事業所において、従前相当通所型

サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(地域との連携等)

第13条の2 従前相当通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 従前相当通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した従前相当通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 従前相当通所型サービス事業者は、従前相当通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して従前相当通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても従前相当通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第13条の3 従前相当通所型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該従前相当通所型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従前相当通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該従前相当通所型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該従前相当通所型サービス事業所において、従前相当通所型サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第14条 従前相当通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 従前相当通所型サービス事業者は、利用者に対する従前相当通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従前相当通所型サービス計画

(2) 次条において準用する伊丹市第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（以下「第1号訪問事業基準」という。）第18条第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 第17条第9号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第1号訪問事業基準第22条の規定による本市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第1号訪問事業基準第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第1号訪問事業基準第36条第2項の規定による事故の状況及び処置についての記録

（準用）

第15条 第1号訪問事業基準第7条から第16条まで、第18条、第20条、第22条、第23条、第29条から第34条まで、第36条及び第37条の規定は、従前相当通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第1号訪問事業基準第7条及び第29条中「第25条」とあるのは「第9条」と、「訪問介護員等」とあるのは「従前相当通所型サービス従業者」と、第1号訪問事業基準第23条中「訪問介護員等」とあるのは「従前相当通所型サービス従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(従前相当通所型サービス事業の基本取扱方針)

第16条 従前相当通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 従前相当通所型サービス事業者は、自らその提供する従前相当通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常に改善を図らなければならない。

3 従前相当通所型サービス事業者は、従前相当通所型サービスの提供にあたり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 従前相当通所型サービス事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 従前相当通所型サービス事業者は、従前相当通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(従前相当通所型サービスの具体的取扱方針)

第17条 従前相当通所型サービスの具体的な取扱いは、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 従前相当通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 従前相当通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、従前相当通所型

サービスの目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容，サービスの提供を行う期間等を記載した従前相当通所型サービス計画（以下「従前相当通所型サービス計画」という。）を作成するものとする。

- (3) 従前相当通所型サービス計画は，既に介護予防サービス計画又は介護予防プラン（法第115条の45第1項ニの規定による第1号介護予防支援事業を行う者が作成するケアプランをいう。以下同じ。）が作成されているときは，当該介護予防サービス計画又は介護予防プラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 従前相当通所型サービス事業所の管理者は，従前相当通所型サービス計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。
- (5) 従前相当通所型サービス事業所の管理者は，従前相当通所型サービス計画を作成した際には，当該従前相当通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 従前相当通所型サービスの提供に当たっては，従前相当通所型サービス計画に基づき，利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 従前相当通所型サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 従前相当通所型サービスの提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 従前相当通所型サービスの提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものと

する。

(11) 従前相当通所型サービス事業所の管理者は、従前相当通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該従前相当通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービス提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防プランを作成した第一号介護予防支援事業者（以下「介護予防支援事業者等」という。）に報告するとともに、当該従前相当通所型サービス計画に記載した従前相当通所型サービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回は、当該従前相当通所型サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 従前相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該従前相当通所型サービスの提供に係る介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) 従前相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて従前相当通所型サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する従前相当通所型サービス計画の変更について準用する。

（従前相当通所型サービスの提供に当たって留意すべき事項）

第18条 従前相当通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 介護予防支援等におけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第32条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、従前相当通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるこ

と。

- (2) 従前相当通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 従前相当通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険を伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第19条 従前相当通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかな主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 従前相当通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 従前相当通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 従前相当通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節 共生通所型サービスに関する基準

第20条 共生通所型サービスの事業を行う指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者が当

該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生通所型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生通所型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、従前相当通所型サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第21条 第3条，第5条，第7条から第14条，第1号訪問事業基準第7条から第16条まで，第18条，第20条，第22条，第23条，第29条から第34条まで，第36条及び第37条の規定は，共生通所型サービスの事業について準用する。この場合において，

第1号訪問事業基準第7条及び第29条中「第25条」とあるのは「第9条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生通所型サービス従業者」と、第1号訪問事業基準第23条中「訪問介護員等」とあるのは「共生通所型サービス従業者」と読み替えるものとする。

第3章 基準緩和通所型サービス

第1節 基本指針

第22条 基準緩和通所型サービス事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第23条 基準緩和通所型サービスの事業を行う者（以下「基準緩和通所型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準緩和通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）の員数は、当該基準緩和通所型サービスを提供している時間帯に従事者（専ら当該基準緩和通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数で除して得た数が基準緩和型サービスの利用者の数が20人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 当該基準緩和型サービス事業所の利用者（当該基準緩和通所型サービス事業者が指定通所介護事業者等及び従前相当通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護等の事業、従前相当通所型サービスの事業及び基準緩和通所型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護等、従前相当通所型サービス又は基準緩和通所型サービスの利用者。）の数が15人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、第4条第1項第3号の規定を満

たすことをもって、前項の規定を満たしているものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、基準緩和通所型サービス事業にかかわる人員に関する基準は、第4条第3項から第5条まで（第4条第6項及び第7項を除く。）に規定する基準の例による基準とする。この場合において、第5条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

4 基準緩和通所型サービス事業者が従前相当通所型サービス事業者に係る指定を併せて受け、かつ、基準緩和通所型サービスの事業と従前相当通所型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、第4条から第5条までを満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 設備に関する基準

第24条 基準緩和通所型サービス事業所は、基準緩和通所型サービスの提供に必要な場所であって、3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有するほか、消火設備そのほかの非常災害に際して必要な設備並びに基準緩和通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、基準緩和通所型サービスにかかる設備に関する基準は、第6条第3項から第5項までに規定する基準の例による基準とする。

3 基準緩和通所型サービス事業者が従前相当通所型サービス事業者に係る指定を併せて受け、かつ、基準緩和通所型サービスの事業と従前相当通所型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、第6条第1項から第4項までの規定を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 その他に関する基準

第25条 基準緩和通所型サービス事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、基準緩和通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容及びサービ

スの提供を行う期間等を記載した基準緩和通所型サービス計画（以下同じ。）又は基準緩和通所型サービス計画に代わる指示書等（以下「指示書等」という。）を作成するものとする。

- 2 前項及び前3条に定めるもののほか，基準緩和通所型サービスに係る基準は，第7条から第19条まで（第17条第2号を除く。）に規定する例による基準とする。この場合において，第9条第2号，第10条，第14条第1項，第15条及び第19条第1項中「従業者」とあるのは「従事者」と，第17条第3号から第14号まで（第7号から第10号まで及び第12号を除く。）の規定中「従前相当通所型サービス計画」とあるのは「基準緩和通所型サービス計画又は指示書等」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

（委任）

- 第26条 この要綱に定めるもののほか，第1号通所事業の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

（電磁的記録等）

- 第27条 指定事業者及び第1号通所事業の提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この要綱の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条及び第21条において準用する第1号訪問事業基準第10条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定事業者及び第1号通所事業の提供に当たる者は，交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）

のうち，この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則

この要綱は，平成29年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は，平成30年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は，平成31年4月1日より施行する。

付 則

（施行期日）

第1条 この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間，改正

後の伊丹市第1号通所事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱（以下「新要綱」という。）

第2条の2第3項及び第13条の3（新要綱第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの

規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新要綱第9条（新要綱第21条第2項において準用

する場合を含む。）の規定の適用については，新要綱第9条中

「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間，新要

綱第10条の2（新要綱第21条第2項において準用する場合を含

む。)の規定の適用については、新要綱第10条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう務めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第13条第2項(新要綱第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新要綱第13条第2項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第10条第3項(新要綱第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新要綱第10条第3項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。